

# 早島町介護保険料について

令和5年度

段階	対象者	保険料の設定	年 額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活保護の受給者</li> <li>• 世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者</li> <li>• 世帯全員が住民税非課税かつ「課税年金収入金額（公的年金等分）＋合計所得金額－公的年金等所得金額」が80万円以下</li> </ul>	基準額 ×0.3	21,600円 (月額 1,800円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世帯全員が住民税非課税かつ「課税年金収入金額（公的年金等分）＋合計所得金額－公的年金等所得金額」が80万円を超え120万円以下</li> </ul>	基準額 ×0.5	36,000円 (月額 3,000円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世帯全員が住民税非課税かつ「課税年金収入金額（公的年金等分）＋合計所得金額－公的年金等所得金額」が120万円を超える</li> </ul>	基準額 ×0.7	50,400円 (月額 4,200円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人が住民税非課税（世帯課税者）かつ「課税年金収入金額（公的年金等分）＋合計所得金額－公的年金等所得金額」が80万円以下</li> </ul>	基準額 ×0.9	64,800円 (月額 5,400円)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人が住民税非課税（世帯課税者）かつ「課税年金収入金額（公的年金等分）＋合計所得金額－公的年金等所得金額」が80万円を超える</li> </ul>	基準額	72,000円 (月額 6,000円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満</li> </ul>	基準額 ×1.2	86,400円 (月額 7,200円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満</li> </ul>	基準額 ×1.3	93,600円 (月額 7,800円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満</li> </ul>	基準額 ×1.5	108,000円 (月額 9,000円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上</li> </ul>	基準額 ×1.7	122,400円 (月額 10,200円)

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、合計所得金額に給与所得金額が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上については、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得は特別控除額を控除して得た額を用います。

【お問い合わせ】

早島町 健康福祉課 介護保険係

Tel.086-482-2483

### ☆特別徴収（年金天引）

基礎年金等が年額180,000円以上の方は、年金から介護保険料が天引き（特別徴収）されます。

（現況届の未届や提出が遅滞した場合、年金権を担保にした場合などは、普通徴収に変更されます。）

特別徴収（年金天引）の方の介護保険料											
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月支給分の年金から天引		6月支給分の年金から天引		8月支給分の年金から天引		10月支給分の年金から天引		12月支給分の年金から天引		2月支給分の年金から天引	
仮徴収期間（前年度2月と同額）						本徴収期間（所得確定後の精算額）					

特別徴収対象の方の介護保険料のうち、4月・6月・8月分の金額は、原則前年度2月に天引きされた金額と同額になります。本年度介護保険料が確定した後、残りの差額が10月・12月・2月支給分の年金から、ほぼ均等に天引きになります。（所得の状況その他の理由により徴収額が8月から変更になる場合等がありますので詳細は決定通知でご確認ください。）

お支払について特に手続をしていただく必要はありません。

### ☆普通徴収（納付書払）

基礎年金等が年額180,000円以下の方、65歳に到達されたばかりの方、他の市区町村から転入された方、修正申告などで、保険料の所得段階が変更になった方、その他の理由で特別徴収できない方など、普通徴収（納付書払）対象の方は同封の納付書で、納期限までに町役場出納室または取扱金融機関に納めてください。既に口座振替の手続きをされている方は、ご指定の口座から振り替えますので、納付書は同封されていません。

#### □口座振替をご利用される場合

口座振替をご希望される方は、町内取扱金融機関に備え付けてある口座振替依頼書によりお申込みください。

#### 【口座振替の手続きの流れ】

依頼者

→

金融機関・郵便局

→

介護保険係

#### 【取扱金融機関等】

中国銀行本店及び各支店

晴れの国岡山農業協同組合本店及び各支店

トマト銀行本店及び各支店

玉島信用金庫本店及び各支店

ゆうちょ銀行（郵便局）

### ☆併合徴収（納付書払から年金天引に変更）

本年度途中に、普通徴収（納付書払）から特別徴収（年金天引）に変更になる方は、普通徴収期間は納付書または口座振替によりお支払いいただき、変更後は年金から天引きさせていただくこととなります。